

教育福祉常任委員会会議録

1. 期 日 令和7年12月1日(月) 開会 11時25分
閉会 14時51分

2. 場 所 第1委員会室

3. 付議事件 ①国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
(令和7年陳情第8号)
②神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
(令和7年陳情第9号)
③二宮町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について (町長提出議案第55号)
④二宮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
の制定について (町長提出議案第56号)
⑤二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例 (町長提出議案第60号)
⑥二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第61号)
⑦二宮町在宅障害者福祉手当支給条例を廃止する条例
(町長提出議案第63号)
⑧閉会中の特定事件の調査について

4. 出席者 小笠原委員長、岡田副委員長、小林委員、一石委員、羽根委員、
古谷委員、前田委員

執行者 ①②教育長、教育部長、教育総務課長、教育総務班長、教育
指導課長、教育指導課課長代理、指導班長
③④⑤⑥町長、副町長、こども・健康部長、こども支援課長、
こども支援班長
⑦町長、副町長、福祉部長、福祉保険課長、障がい者支援担
当
⑧なし

傍聴議員 7名

一般傍聴者 1名

議会事務局 事務局長、庶務課長

5. 経 過

①国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情(令和7年陳情第8号)

②神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情(令和7年陳情第9号)

委員長

ただいまより教育福祉常任委員会を開会いたします。それ
では、初日の本会議で付託されました案件について審査いた

します。令和7年陳情第8号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情と、令和7年陳情第9号神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を一括議題といたします。お諮りいたします。本陳情につきまして、議会基本条例第15号の規定により陳情者の意見を聞くこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

委員長

ご異議なしと認めます。本陳情につきましては、神奈川私学助成をすすめる会代表長谷川正利様より提出されております。本日は長谷川様より委任されました水谷様に出席をいただいております。それでは10分程度にまとめて、趣旨説明をお願いいたします。

<趣旨説明>

水谷氏

神奈川私学助成すすめる会の水谷と申します。今日は口頭陳情の機会をいただき、ありがとうございます。私は国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情と、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について、発言をさせていただきたいと思います。

国に向けてですけれども、この間、国の責任で、現在年収590万円未満の世帯まで私立学校に通う家庭の授業料が無償になっています。さらに神奈川県は年収750万円未満世帯まで授業料無償。さらに昨年度からは23歳未満の扶養する子どもが3人以上いる家庭で年収910万円未満世帯は授業料無償となり、私立高校に通うすべての家庭に11万8,800円が、高校生等臨時支援金として支給されることになりました。そしてさらに来年度に向けては国レベルで就学支援金を全国の私立高校の平均授業料額の45万7000円まで所得制限なく引き上げる方向での議論が進められています。ただ予算的には、約6,000億円かかると言われておりその財政的な措置がいまだはっきりしておりません。またこれが実現しても入学金や施設設備費などのお金は残り、公立に比べてまだまだ家庭の負担は残ります。また私立学校に出される経常費助成の額はまだまだ少なく抑えられております。陳情理由のところに詳しく書いていますが、さらに国に向けて4つのことを強調して口頭陳情といたします。

まず1つ目として、日本の教育費全体がOECD諸国に比べて非常に低いということでもあります。教育機関に対する財政支出の対GDP比は加盟国平均よりも低く、日本は最下位水準であります。教育予算の加盟国並み確保は国政各党の共通政策であり、中教審も掲げる目標であります。それを実現すれば、無償教育の完全実現ができるということにも計算をされております。

2つ目は、教育費無償は国際的な流れということであり、日本は国際人権A規約第13条の留保撤回をしています。これは世界に中等高等教育の学費の漸進的無償化を約束しているということでもあります。平成24年9月11日にこの項目の留保撤回を閣議決定し、国連に通告をいたしました。外務省もこの通告により日本は平成24年9月11日からこれらの規定の適用に当たり、これらの規定により特に無償教育の漸進的導入により拘束されることとなりますという通知を発表いたしました。

3つ目に、公立と比べてまだまだ経常経費に対する助成金、経常費助成が少ないということでもあります。陳情書そして私達が行っている請願署名の用紙にも書いてありますが、私立高校に出されている経常費の額が少ない問題があります。高校生一人当たり、公立は約112万円、私立は約35万円という格差があります。ここを厚くしていかないと、子どもたちの教育条件、教職員の教育労働条件の根本的な問題は解決をしません。毎年少しずつ改善をされてきていますが、大幅な増額が必要であります。

4つ目に、私学で学ぶ生徒、父母の声を聞いていただきたいということです。お手元に、私たちが春に行った文部科学大臣や県知事宛の一言はがきに寄せられた声を集めた一言はがき集があると思います。県内在住の生徒、父母、教職員の声が載っております。国の制度は少しずつ前進してきていますが、まだまだ厳しい実態があります。その8ページ、9ページに二宮町の保護者の方の声が載っております。「少子化が進んでいく中で、子供が育てやすい環境、学校を選ぶときに、経済的理由であきらめることがないような環境づくりに力を入れてほしいです。」「こどもたちが安心して教育を受けられるようにするには、先生方の労働状況の改善が必須です。先生方の給与、人員の増強、負担の軽減につながるよう補助金を増やして下さい。」

私も私学の現場で働いておりますが、体験入学などで中学生の生徒や保護者と面談する中で、本当だったら私学に行きたいが、たとえ授業料が無償になっても、入学金や施設費などがかかるため、経済的な理由で公立を選ばざるをえない。専願ではなく、併願にせざるをえないという声を本当に多く聞きます。お金の心配なく誰もが受けたい教育を受けられるようにするために、さらなる助成金の増額が必要です。

議員の皆さんや職員の皆さんはすでにご承知だと思いますが、私学はお金がかかって当然という考え方は変わってきております。教育は権利であり、受けたい教育を選ぶことは当然です。それを公立私立によって学費の格差があり選べない生徒がいることはおかしいことだと思います。日本の国をめぐる様々な課題があると思いますが、教育は国づくり社会づくりの根幹であります。少子化問題を解決するためにも非常

に重要です。そして、冒頭述べましたが、国レベルで進んでいる私立高校の授業料無償化を確かなものにするためにも、陳情の採択と意見書の提出をお願いしたいと思います。

続けて神奈川県に対する陳情に関わって発言をさせていただきたいと思います。冒頭述べたいのが、陳情書にも書いてありますが、今年度高校への経常費助成は生徒一人当たりの予算額で、念願の国基準を突破したということでもあります。これは二宮町議会の皆さんをはじめ、多くの皆さんのご協力の賜物だと思います。ありがとうございます。しかし高校と幼稚園は国基準を突破しましたが、小中学校はいまだ国基準に届いておりません。国基準に届いていないということは、国が文部科学省予算、そして総務省予算で措置し、神奈川県に出されている助成金を、別のところに使っているということでもあります。ここを正して、まずはすべての校種で、国基準額を満額実施させることが必要であります。しかし増額されたとはいえ、公立高校と比べるとまだまだ格差があります。その経常経費の助成の格差が教育条件の格差として現れております。

神奈川県内の公立高校の教師一人当たりの生徒数は約14名ですが、私学は約18名です。また私学では非正規教員、任期付の教員の増加が問題になっています。1年契約や3年契約の教員が増えており、神奈川県公立高校の非正規教員率は2割弱ですが、私立高校の非正規教員率は4割を超えています。継続的に子どもたちの教育に携わるといえる意味では決定的な問題があると思います。国への陳情のところでも述べましたが、現在国レベルで私立高校の授業料については、無償化の方向で議論が進んでいます。しかし神奈川の私立高校の授業料平均額は、46万8,000円です。国から出される予定の45万7,000円に、さらに1万1,000円の上乗せが求められます。さらに授業料が無償になっても入学金や施設設備費については負担が残ります。神奈川県は入学金については、所得制限はありますが助成金を出しています。これをさらに拡充し、施設費などへも広げていくことが求められています。

最後に、現場の実態、声を聞いていただきたいと思います。私も現場に行き、中学3年生の生徒保護者と高校入試にあたっての相談を受けますが、家計の状況からいって私学は受験できない、併願できないという家庭がたくさんあります。例えば、現在年収750万未満で授業料無償になりますが、6月に申請をして、具体的な補助金が家庭に届くのは、その年の12月になります。そこまでは一旦授業料を納めなくてはなりません。そこまで建て替えるお金がないという家庭があります。授業料無償になっても、入学金や施設費が高額で、私学は受験できない、併願できない。生活費や授業料、交通費を稼ぐためにアルバイトをしなくてはならないので、クラブ活

動や生徒会活動はできない。そしてこの先大学の入学金を用意するためにアルバイトを掛け持ちしながらやっている。自分が私学に行ったために、弟、妹は公立しか受験できなかったなど、さらにこの物価高の情勢の中で、深刻な実態も進んでおります。また、様々な特性や課題を持った生徒たちを建学の精神に基づいて受け入れている私学もたくさんあります。受けた教育を受けられる社会にするためにも、県に向けた意見書の採択をお願いいたします。教育は未来の国づくり社会づくりです。神奈川で学ぶ子どもたちのために、陳情の採択をぜひお願いをいたします。以上であります。

委員長

それでは第8号と第9号の一括質疑に入ります。委員で質疑のある方はどうぞ。

<陳情者に対する質疑>

一石

今日はありがとうございます。大分改善されてきたけれどもまだまだというところで、まずは高校・幼稚園が国基準に届いているのに、小・中が届いてないということの理由をどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。あとそれから、やはり私学、公立高校も定員割れね、今後、今もそういう状況ありますけれども、やっぱり私学ならではの教育のよさっていうのがね、とても重要な論点でないかなと思いますが、私学ならではのその教育の予算について、ご紹介いただけましたらありがたいです。あとは、クラスですね、今、国では、公立では35人学級っていうのになってくるところでありますが、私学では先生1人が教えるクラスの生徒数っていうところでは、どのようなところになっておりますでしょうか。以上、お願いいたします。

水谷氏

ご質問ありがとうございます。小中が届いてない理由というのはちょっと私も明確にここでお答えできる材料を持っておりませんが、ただ先ほども言いましたように、文部科学省予算と総務省から出ている地方交付税交付金で、これぐらいは私学助成にといった額を下回っているということは、神奈川県政の政策というか、やっぱりそういう課題があるんじゃないかと思います。先ほど述べたように高校の方はですね、この間の様々な皆様のご協力もあって、最下位水準だったところから27番目28番目ぐらいまで生徒一人当たり額で、上回るということにまできましたので、あわせてここも進めていければなというようには思っております。

それから2つ目に、公立定員割れの中で私学ならではの教育のよさということですが、先ほどもちょっと思いましたが、例えば発達障害の課題を抱えた生徒さんだったり、それから不登校のお子さんの受け入れだったりとか、それからス

ポーツで力を入れている学校だったり、進学で力を入れている学校だったり、もうその様々な、やっぱり教育理念や建学の精神を生かした多様な教育づくりをやられている私学はたくさんあると思います。そういう教育の自由というのが保障されてる社会はやっぱり民主主義が一定の水準に達してる社会だと思います。ですので、私たちもそういう、私学教育のよさをですねさらに伸ばせるような、教育は公立も大事ですし、私立学校も大事だという立場で、運動を進めてきているつもりであります。

3つ目のご質問ですけれども、公立35人学級はずっと進んできていますが、私立はですね、これは私学助成の配分基準は基本的には40人というところの基準になっております。ですので、そこが気になっておりますので、学校によっては、県内の私立でもまだ50人というクラスがあると聞いております。それから生徒の集まり具合によってまたそこはいろいろ上下しますけれども、やっぱり1クラス50人っていうのは、本当に生徒に一人一人に行き届いた教育ができるのかっていうのは、まだまだ疑問なところもありますので、やっぱりそこもですね、この少子化の中で、少子化のときこそやっぱりそういう教育条件を改善していただいて、一人一人に行き届いた教育ができるような仕組みに変えていけないかとそのためやっぱり教育予算の増額は必要になってくると思いますので、その辺もあわせて私たちは運動しているつもりであります。以上です。

一石

少子化だからこそ、一人一人エンパワーするような教育が、私学だからこそチャレンジしてやっていくってこと非常に大事だと思います。そうすると、やはり非正規の職員がね、すごく多いっていうことがすごく課題だと思うんですけども、これはやっぱりお金が、何だろう、非正規の教員が多い理由っていうことをちょっと明確に伺えたらと思います。

水谷氏

ありがとうございます。いくつか要因はあると思っております。1つはこの少子化の中で、私立学校も、なかなか生徒が集まらないっていう状況があります。そういう中で学園の収入が減っていく中で、なかなか専任の教員を雇えないという学校が出てきているのが1つあると思います。それからですね、ちょっと突っ込んだ話になってしまうと思うんですけども、私学助成を計算するとき、本務教員っていう、教職員の数の数え方、いわゆる1年契約ですとか、そういう1年契約の教員も本務教員として入れていいっていうようなルールもあるんですね。ですので、学校としてはなるべく財政負担をしないで私学助成をたくさんもらうっていうことになると、そういう1年契約の教員でもいいっていうような形に

もなってしまったりですとか、してきてるっていうのが構造的な要因としてあるのではないかと思いますので、やっぱりそこは解決していかなければいけないかなど。先ほど言いましたように、私立高校で4割ぐらい、4割を超える教員が非正規というのは、実は全国的にも4割ぐらいになってしまってる、多いところはもっと多くなってる都道府県もあると聞いてますので、そこを解決しなきゃいけないんじゃないかなと思っております。以上です。

委員長

他に委員の方よろしいですか。これにて陳情者側への質疑は終了いたしました。それでは執行者側への委員からの参考質疑ありましたらどうぞ。

<執行者側への参考質疑>

羽根

2点ほどお伺いします。以前もちょっと同じ質問で、どなたかがしたと思うんですけども、二宮の学校の中で、私立に行きたいけれども経済的な理由でちょっと断念をするっていうような例はあるのかどうか。以前はないということでお伺いしてるんですけど現在どうなのかということと、あと二宮の小中で、私立の方に行かれる方の割合ってどのぐらいか、わかったら教えていただきたい、ざっくりでもいいんですけど、お願いします。

教育指導課課長代理

経済的な理由で私立を断念している生徒がいるかということなんですが、町内の2校に確認したところを経済的な理由で私立学校の進学を諦めるといような相談は学校は受けていないと確認しております。また2問目の質問で私の方から中学校の私立高校の進学割合ですが、二宮町の場合ですと全体の30%ほどが、私学の高校に進学しております。以上です。

委員長

羽根委員、よろしいですか。ざっくりで数字。数字は今持ってないんだ。

教育総務課長

小学校から私立に行かれる子というのは非常に少ない割合です。10人いるかないかぐらい。10人もいないですね、本当1桁の世界ですね。中学校から私立に行く子も10人ぐらい、ちょっと増えて10人ぐらい。小学校から私立行くのは本当に1桁、もっと小さい数になりますね。その程度だと思っています。

一石

3割がね、私立の高校に行ってるって非常に驚いたんですが、その私立の高校を選んでる理由としてはどう把握しておられますか。

教育指導課課長代理

基本的には子どもが考えてる部分で、3年間どのように過ごすかということで、高校に行って大学に行きたいという子もいれば、スポーツ専門的なものを学びたいという子もいます。その辺は小学校と中学校、生徒と保護者で話し合って進路を決めているというような形になっております。以上となります。

一石

私立学校の存在意義としてね、やっぱり特色ある学校とか、あとはやっぱり発達に様々な状況の子どもたちが増えてる中、そういう公立ではないところに行く必要があるというか、そういうニーズですね。そういうのはいかがですか。

教育長

やはりですね子どもですね、また保護者のニーズに、私学の方がいろいろ丁寧に応じてるということで、希望するのが多いのかなと思います。先ほど課長代理の話がありましたスポーツに行きたい子もいれば、やはりですね、非常にこう丁寧な教育をしてくれるという理由の子、また進学を考えている子もいます。

委員長

それでは執行者側への質疑を終了しまして、休憩にして傍聴議員の発言を許可します。

休憩 11時47分

(傍聴議員の発言：1名)

再開 11時50分

委員長

休憩を解いて、委員間の意見交換を行います。
(「なし」との声あり)

意見交換ないということで、意見交換を省略いたします。
これより、一括討論に入ります。

< 討論 >

一石

3割が私立高校に行っているというのは非常に驚きで、だからやっぱり子どもたちが選んでいると思いますね、子どもと保護者が。そういうような学校の環境に、やはりその十分な経済的なその支援というか十分な教育を行うような状況ではないような、今の状況は非常によくないと思います。やはり非正規の先生が多いっていうのも、まあね。先生の方の理由ではなくて、おそらく学校の方の理由でそうなってる場合が多いとすると、やはり特色ある教育をするためには研修期間も必要だし、研究することも必要だし、そういうチャレンジをする私立学校への支援は絶対に必要で、本当今、子どもたちエンパワーしなければならない時期に、必要な陳情で

あると思いますので賛成です。

小林

私はこちらの陳情に不採択の立場で討論いたします。なぜかといいますとですね。国が私学助成に対して今動いている最中ですので、様子を見て、私としては不採択にしたいと思います。以上です。

<採決>

委員長

これをもって討論を終結いたします。それでは最初に、陳情第8号を採決いたします。陳情第8号を採択すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数であります。よって陳情第8号は採択すべきものと決定いたしました。次にこの陳情に関する意見書案の作成についてはいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」との声あり)

正副委員長一任の声がございましたので、意見書案の作成については正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。以上で陳情第8号の審査を終了いたします。

委員長

次に、陳情第9号を採決いたします。陳情第9号を採択すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって陳情第9号は採択すべきものと決定いたしました。次にこの陳情に関する意見書案の作成についてはいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」との声あり)

正副委員長一任の声がありましたので、意見書の作成については正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。以上で陳情第9号の審査を終了いたします。暫時休憩いたします。

休憩 11時54分

③二宮町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(町長提出議案第55号)

④二宮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
(町長提出議案第56号)

委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、町長提出議案第55号、二宮町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。また、町長提出議案第56号、二宮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを一括審査いたします。執行者側からの補足説明がありましたらどうぞ。

<補足説明>

こども・健康部長

事前に配付してある資料があると思うんですけども、そちらに沿って課長の方より説明させていただきます。

こども支援課長

どちらの条例につきましても、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を開始するために必要な条例でありますので、まとめてご説明させていただきます。まず、資料に基づきまして1ページをご覧ください。まずこの制度についてです。すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するという目的で、すべての自治体が令和8年4月から実施することとして創設されました。利用対象者は、保育園や認定こども園などに通っていない0歳6か月以上、満3歳未満のお子さんで、月10時間までの利用可能枠の中で保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。二宮町としては、民間園の負担を考慮し、町立保育園百合が丘保育園での実施を考えています。

裏面をご覧ください。二宮町を含め、多くの市町村が従来から実施しています一時預かり制度と、このこども誰でも通園制度の違いを表にしております。こども家庭庁の示すところではその名称の通り、一時預かりは預ける保護者、こども誰でも通園はこども本人にそれぞれ主体を置いた事業実施ということですが、実際の実施内容としては、対象年齢に差がある以外に大きな違いはありませんので、従来より一時預かり事業を行っている施設のうち、町立である百合が丘保育園において、並行して受け入れを実施する考えです。

3ページをご覧ください。二宮町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてです。児童福祉法において、乳児等通園支援事業は市町村の認可事業とされ

ており、二宮町での実施には、二宮町が認可をする必要があります。この認可の基準について、国の定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準をもとに、本条例で定めるものです。国の基準は、裏面4ページのとおり内閣府令により、従うべき基準及び参酌すべき基準として定められていますが、二宮町においては、国の定める基準と異なる内容を定める特段の事情がないことから、国の定める基準をもって、二宮町が条例で定める基準といたします。

続いて5ページの二宮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてです。制度創設に伴い、事業実施経費については、国と都道府県による給付がなされる予定です。この給付に際して、乳児等通園支援事業者は、児童福祉法に基づく認可基準を満たし、子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められています。このことの確認は、国の定める基準または参酌して定める基準に基づき、市町村が定めることとされており、町の基準を本条例で定めるものです。1つ目の条例と同様に、二宮町においては、国の定める基準と異なる内容を定める特段の事情がないことから、裏面6ページに示しますとおり、国の定める基準をもって、二宮町が条例で定める基準といたします。説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

<質疑>

委員長

それでは、質問のある方どうぞ。

一石

これは従来の保育施設とは違う、特にお母さんと赤ちゃんの安心安全とか、リスクコミュニケーションとか、お母さんのレスパイトとか、今まで、今非常に起きている課題に対する答えとして制度化されたものなのかっていうのを1点確認させてください。それから、この体制を準備する内容について聞きたいと思います。それから受け入れの手続きですね。あとはこういう新しい制度を条例制定する場合、該当する事業者の方もとより、その使われる当事者の方々がすべて広く町民に知らせコミュニケーションを取る必要があると思うんですけども。それについてはどういう状況なのかをお聞かせください。

こども支援班長

こちらの方ですけども、こども誰でも通園制度については、一時預かりと違いまして、こども主体ということになってきます。保育園とかでお預かりするということになりますので、こどもの育ちとかを応援し、良質な成育環境を整備するというものが、一応主な目的ということになっております。受け入れ体制なんですけれども、先ほど課長がおっしゃったように町立の百合が丘保育園で受け入れを、今、体制を整えよう

としておりますので、今、百合が丘保育園では、一時預かりも実施している状況でありますのでそちらの方ですね、並行して保育士とかもそちらの方も、雇用している保育士を活用しながら、体制、保育の方ですね、体制を整えていきたいと今考えている状況です。受け入れの手続きなんですけれども、ちょっとまだこれから準備ということにはなってはくるんですが、国の方からもですねまだ全部の通知が来ているわけではありませんので、何かしらですねその様式とかもまだできておりませんので、そういったものも含めて、今後、ちょっとこういったものになるのかまだこれからなんですけれども、そういったもの手続き、検討していくような状況になります。それに伴って町民に広く知らせるといふことにもなるんですけれどもちょっとまだこちらの方もまだ国の方からすべてが届いているわけでは。その給付の部分についてもそうですけれども、お金ですよ。お金の部分まだこれから来るといふことになってきますので、ちょっとまだ、町民にお知らせしたくてもお知らせできるようなまだ状況にないというのが、4月までには届くと思うんですけれども、それに伴って、年明けです、年明けにですよ。広報紙なり、ホームページなりでお知らせするっていうのは、今考えてるところです。以上です。

一石

現状の保育士が対応するということですが、保育士ぎりぎりやってるんじゃないかなと思ってたんですが、その辺は大丈夫なのかっていうことと、この事業っていうのは、働いていないお母さん、或いは、保育園以外で、なんだろうな、協力してもらってるようなお母さんが、どうしても預けたいとか、思ったときにパッと行って、預けられるようなシステムなのか。なんかそういうレスパイトの効果があるものなのかっていうのを確認したいのと、やっぱり虐待とかねいろんなリスク案件が増える中、そういう、何だろうな、リスクコミュニケーションの機能を加味されるようなものなのかとか、あとはその発達、これからもしかして、すごく意識の高い事業者が出てきて、その発達支援とかに非常に注力するような施設を作る場合に、すごく参入しやすいような制度なのかとか、ちょっとその辺もう1回教えてください。

こども支援班長

まず、保育士のことなんですけれども、百合が丘保育園の一時預かり保育の保育士というのは、本来の認可保育所としての保育士とはまた別に雇用しておりますので、そこについては十分足りていると認識をしております。あと、今回こども誰でも通園ということで、要件っていうのは保育園と違ってありませんので、働いていない親御さんとかでも預けられるようにはなってはきますけれども、さすがに初回については面接を、今までの一時預かりもそうだったんですけれども必

ず、初回は面接をしていただいて、2回目以降は面接のほうは省略はできますけれども。あと定員とかもありますので、その空いてるときっていうところが、そこがマッチすれば預けられるということになってきます。あと、リスク案件、虐待とかそこら辺が加味されるのかということですが、まず、そういったことでも、今回こども誰でも通園というのは要件がありませんので、こども主体ということで、利用の要望があればそこら辺は受け入れてというのは、できるかなと思っております。あとは、発達支援とかに対応する制度になっているのかということにはなりませんけれども、こちらの方については確かにその一応要件とかにもよっては加算というものがありますので、そこら辺がちょっとどこまで対応ができるのかという、追加の保育士の雇用とかの問題もありますので、そちらの方の兼ね合いとかにもよってということにはなってくるかと思えます。以上です。

一石

そうすると今のところ、他の事業者とは何も情報共有していないってことになるのか。それからあと1つこの地域なんだっけ、国家戦略特区。特別区域法による限定保育士っていうんですね、これはどこで、神奈川県でやってるんですか、この地域っていうか、では、そういう人が今も二宮町内で働いてるっていう認識でいいんですか。それからそれは国家試験の保育士の認定とは、その試験の内容とかが異なるんでしょうか。以上です。

こども支援課長

まず、この制度を実施できる事業者については町内の幼稚園保育園には確認をいたしまして、やはりそれは、そもそも一時預かりと類するところで、百合が丘保育園で対応が可能かと判断したんですが、それ以外のところだと、まるっきり新規参入というのは、やはり難しいというのはお答えとしていただいているところです。特区の話につきましては、次の条例にも出てまいります。今後、神奈川県を対象となっていた特区の扱いが一般制度化されて全国的な問題になりますが、神奈川県はすでに従来の特区での限定保育士という制度がございました。ただ、二宮町内で働く保育士さん私立も含めてですね、そういった制度による資格取得の保育士さんはいらっしゃると思っております。それで次の資料にも特区の違いが出てはいますが、内容はほぼ一緒ですね。より資格を取りやすいように、資格の回数などを増やしてというのが、特区の扱いになります。

委員長

資格試験の回数ね。

古谷

教えてください。百合が丘さんが対応するということなんですけども、これもちょっと読んでいくと例えば、9条の方

の児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないとか、職員の方ね、訓練理論や実際について児童福祉事業の理論や実践的訓練を受けた者でなければならないとか、書いてあったりとかするんですけども、職員の、そういう何ていうんでしょう。割り当てっていうんですかね、人の配置などは十分にできるんでしょうかね。もう少し採用していくような考えが、まず1点あるのかということ。それから、ちょっと見たことがなかったんですが21条の乳児室とほふく室を又でつないでるんですけど、又はで繋いで21条第1項(1)のところ、これ、いわゆる0歳ぐらいの寝っ転がらしておくところと、それからはいはいするところを、これ、段階的に多分、こうセッティングしていく、変えて使うのかな。何かちょっとよくわかんないんですけど、だからまた兼用のイメージを作ってるのかなと思ったんですけども、ここら辺何かこう、どういようにこれが百合が丘さんと繋がってて影響していくのか、しっかりと面積も規定されているので、今現状あるところで対応できていくのか。ちょっと教えてもらいたいと思います。

それから56号の方なんですけども、いつでもいいような形だと実は私は思わなかったんですけども、この第4条の方の面談についてちょっと伺いたかったんですが、かなりしっかりとした面談方法を、当然といえば当然、その認定こども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児のですね、状況を見るということ、ただ現代的な感じ、今風ですね、面談のところに映像や音声の送受信により相手の状態を相互認識しながらと書いてありますので来なくてもいいような、ZOOMとかそういうのも可能なんだろうと思うんです。こういうのって、何かこう具体的に今まだまだ状況としてはスタート段階みたいな感じなんですけども、この面談について何か考えがあれば、教えていただければと思います。

それから、あわせて16条の方の相談及び援助の方法なんですけども、これ、56号の方の相談について何かこう具体的な考え方があれば今、どんな考え方をしているのかということがあれば、ここのところ、その保護者の心身の状況及び、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握、やっぱりいろいろな問題が今あるのでそういうところのところで受け皿としての考え方もあるんだと思うんですけども、何か考えがあれば教えていただきたいと思います。それから最後に、他にオンライン予約や全国からの利用が可能などが制度のメリットとして紹介されているが、それらはどこで決められるのかということも教えていただければと思う。わからなければ、まだ今スタート段階ということなので、わからなければ結構です。お願いします。

今国が示しているところだと、一人当たり、月の利用は10時間という、本当に従来から行っている一時預かりに比べて大分、わずかな時間ではあると思うんですね。ここについて、従来の一時預かりも踏まえて百合が丘保育園の現在ある人員で十分に対応ができると考えております。21条の保育室の件につきましても、今ある各学年の保育の部屋とは別に、一時預かり室というのを設けておまして、そこはほふくができたり、年齢によっては、おもちゃとかも配置したりとかっていうことで、そこでの預かりを考えておりますので、こちらについても条件はクリアできていると思っております。面談につきましてはやはり、誰でも通園制度を利用されるお子さんの安全だったり、発育っていうものが一番大切なところですので、事前に親御さんの意見もきちんと日常の状況などもきちんと把握した中で、お預かりをするというところで、安全に配慮した中で、できるだけ、オンラインも許されていますけど、何かしらのきちんとした対応で、状況を確認しながらきちんと行っていきたいという思いがございます。相談につきましても、こちらも、すでに行っている一時預かりの制度もそうなんですが、やはり育児相談など、保護者の方が不安に思えるところってというのは、常に相談体制を持ちながら、適切に対応できていると思っております。こちらの誰でも通園についても同じように、援助の体制はとっていきたくて考えております。最後の実運用につきましても、今年度内に4月からの実施、実際の百合が丘でのやり方みたいなものは、条例とは考えてないんですが実際の運用というのは別に定めて、これは運用を考えていきたくて考えております。以上です。

古谷

ありがとうございます。まず一番初めに10時間。一人当たり10時間まで、要するに今町民の権利じゃないですけども、10時間まで受けられますよということがあったということでもいいのかどうか確認が1つ。それから、55号の9条の方のこの訓練を受けた者ってというのは具体的にどういうことを。9条の児童福祉事業の理論また実際について訓練を受けた者でなければならないと新たに何かこれをやらなきゃいけないということのような、なんかちょっと厳しい書き方をしているので、何か考えてるのであれば教えてください。それから、この56号の方の第4条の面談或いは相談について、この子どもの養育環境の把握ということやっぱりこれを利用してって変ですけども、これを使う方についてやはり1つ、危険っていうんでしょうか。やっぱり注意をしながら、どういう方たちなのかっていうことをここで見るということ。逆に言うと普通の方を借りるというよりは、使うというよりは何かこう特殊な理由があってこれを使う。何かこう、書き方として、ただ単に、一時預かりじゃないですけども、預けたいという考えであれば、養育環境も把握するんだってという書き方を書か

ないような気がするんですけども、そういうもんなのかしら。すいません私がちょっと甘いのかな。なんかかなりこう、来なくなっちゃうっていうか、中を覗かれると何か利用したくなくなっちゃうような感じもするんですけど逆にそれを、やっぱそういうのを見て、養育環境早め早めに拾っていくことを考え、助けていくことを考えているのかなっていう。ちょっとすいませんなんかもしお考えがあれば、教えてもらいたいと思います。最後に質問した、全国どこでも利用が可能というふうなことが本当であれば、面談しなきゃいけないんでそんな簡単に使えないのかなと思ってたんですけど、どこか旅行、旅行先って変ですけど、何か全国ちょっと東京へ出ますので、二宮から出ていきますので、福岡からぜひそのときにこそ預かってもらえたりとかそういうようなことが可能なのかということをお願いできればと思います。いっぱいでごめんなさい。

こども支援課長

こちらの児童福祉事業に熱意があるものであってできる限り、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者。こちらが、未経験ではなくて、もうすでに保育士として活動している者というようなとらえ方を、こちらはしておりましたけど。そのようなものとして、こちらについてももうすでに保育士として活動している職員が行いますので、十分クリアできてるんじゃないかなというところでございます。やはり、あと面接相談などについて、もう少し年齢層が上になれば、それぞれの特性に応じて、発達支援の必要性などが、個人個人で対応していくことになるんでしょうけど、まだ3歳未満のお子さんだとやっぱりちょっと多動であったりとか、診断はついてないけど、何かそれぞれの個人的な、その特性があったりっていうのがありますので、そこはきちんと事前に確認とか親御さんとも話をした上じゃないと、安全に預かれないっていうのは受け取る側としてありますね。あと、全国的な受け入れとしては、当然理論上可能なんですけど、実際にそれが生じるかってのはまた別の問題ですが、一応これから作る町としての運用についてはおっしゃる通り、基本的には、どこの居住地であっても受け入れるという考えでやっていきたいと思っております。以上です。

委員長

どこの居住地でもいいの。

こども支援課長

例えば、里帰り出産、里帰り出産に伴って上の子をちょっと見てもらいたいとか、そういったところが想定ではあり得るかなというところですよ。以上です。

こども・健康部長

補足で説明させていただきたいんですけども、第56号の16条の相談及び援助というところなんですけども、ここに書

かれていることは普段保育園の保育士だったら、普段のお母さん、親御さんがお子さん連れてきて、迎えに来る、連れて来るときにいろいろ会話をしたりして、こういうのって常に把握して、何かあれば、保健センターの方に相談とかっていうこともやっていることをそのままやっていただくような形になると思います。あと、6か月から2歳までのお子さんを預かるということで、この誰でも通園制度の目的の1つでもありますけども、やはり0から2歳までっていうお子さんは保育園に入ってる方ってやっぱり少ないんですね、普段はおうちの中で見ているから、おうちから出ないと、何ていうんですかね、うちの中で何が行われてるかっていうのわからないっていうのを、そういう場合でレスパイトとあとは、お子さんの確認をするっていうの目的の1つに入ってますのでそういったことに確認する必要があるのかなということでもっと書き方としては、養育環境の的確な把握とかっていうように書いてありますけども、そういうところも含めて、預かったときには、確認していただくっていうようなことが生じるのかなと思います。以上です。

委員長

他にいかがですか。

羽根

百合が丘保育園からスタートさせるということで、一時預かりも、これちょっと対象が少し違うと思うので、並行してやっていくということになるのかっていうことが1つと。まだ利用料金は決まってないんですかね。一時預かりだとちょっと年齢によって、時間給がちょっと違う時間給って言わない、1時間当たりの料金が違うので、この辺りはどのように考えているかということ。それからどのぐらいの利用者が見込まれると考えられるのかどんな予測を立ててるのか、この3つを教えてください。お願いします。

こども支援班長

こちらの方ですね一時預かりと、こども誰でも通園制度については、職員の方ですね、一緒に併用してやっていくつもりでは、今考えております。次ですけれども料金についてなんですけれども、補足資料にもちょっと書いてはあるんですけれども、正式なものがまだ国の方から来てはいないので目安っていうんですかね、そういったものまだ来てないので、まだちょっとこちらの方まだ決めかねている部分ではあるんですけれども、今回令和7年度の国の示す基準というものが、300円程度ということにはなっておりますので、そのぐらいになるのではないのかなということは今、想定はしている最中ではあります。利用者の見込みということになるんですけれども、こちらですね、保育園とか認定こども園に入っていないお子さんが対象ということになりますので、大体、こちらの予想としては0歳から2歳までのお子さんの

大体、半数ぐらい、半数以下が大体そういった対象のお子さんということにはなるんですね。その中で実際に利用される方になってきますと、もっと減るということは考えております。10時間というのもありますし、毎日預けられるものではありませんので。他、先行して試験で、実施している自治体の方からですと、大体利用率は、多少違いはありますけれども、そちらの方が大体5%とか出たりはしておりますのでそれぐらいなのかなということを見込んでおります。

羽根

あともう1つ、今、まず百合が丘の方から始めるということなんですが、これは状況を見ながら他の保育園の方にもお願いしていくってことの見込みを立ててらっしゃるのかそれとも、もう公立だけでやっていくって考えなのかそこも教えてください。

こども支援課長

利用状況を見てみないと本当に何とも言えないんですが、今のところ、とりあえず始めるところはもう百合が丘保育園で状況を見たいというところが、今の思いです。以上です。

委員長

他にはいかがですか。

副委員長

ちょっと教えてください。55号の2ページ、3ページで2ページの一番下に、自動車を運行する場合の所在の確認ということで、次の8条が出てきますが、多分これ置き去り防止みたいなどのチェックだろうと思うんですが、その中でちょっと二、三教えてください。実際想定にはなると思いますけど。利用乳幼児が事業所外で、事業者が事業所外で活動とか取り組みでありますけれどもこの、関係自動車を運行するケースって、どんなケースがあるかっていうのも、教えていただきたいのと、あと幼児の乗車状況とか、降りたときのチェックみたいところで、どんな把握の仕方を考えてるかっていうところ。まずその2点お願いします。

こども支援班長

こちら第8条の自動車で保育園外に行くような活動については、今想定はしてはおりません。一時預かりについても今そういったものも、しておりませんので、ちょっとそういったケースは、特にそういったものがあるという活動は今のところ考えておりません。

副委員長

はい。わかりました。この後に、どんな点検管理の方法どんなふうにするのかって聞こうと思ったんですけど、そういった想定してないってことなので、以上でございませぬ。特にその辺はしてないですよ。何も考えてないですよ。

こども支援班長

そうですね今のところそういったものは想定しておりませぬ

のでちょっと今のチェックについてもそこら辺もまだ考えておりません。以上です。

委員長 他にいかがですか。それでは、質問がなければ休憩にして傍聴議員の発言を許可します。

休憩 13時39分
(傍聴議員の発言：5名)
再開 13時56分

<討論>

なし

委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。これより一括討論に入ります。
(「なし」との声あり)

委員長 討論なしと認めます。

<採決>

委員長 それでは個別に採決いたします。まず、議案第55号を採決いたします。議案第55号を原案の通り可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第55号は可決すべきものと決しました。続いて議案第56号採決いたします。議案第56号を原案の通り可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第56号は可決すべきものと決しました。

⑤二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(町長提出議案第60号)

⑥二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(町長提出議案第61号)

委員長 次に町長提出議案第60号、二宮町家庭的育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部を改正する条例。町長提出議案第61号、二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括審査いたします。執行者側からの補足説明がありましたらどうぞ。

<補足説明>

こども・健康部長

こちらについても、補足資料がありますのでそちらに沿って課長より説明させていただきます。

こども支援課長

両条例とも改正を要する理由に共通するものがございしますので、まとめて説明させていただきます。順に改正内容をご説明いたします。まず、地域限定保育士の規定の変更についてです。従前から、先ほどお話もありましたが、資格取得登録後3年間は、当該国家戦略特別区域内に限り保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができるという、地域限定保育士の資格が設けられております。こちらが保育士不足が深刻な地域において実施されているもので、神奈川県についても、実施がされているところです。これについて、保育士不足が全国的な課題となっている現状を鑑みて、内閣府令の改正により、国家戦略特別区域限定保育士に関する規定に変えて、新たな地域限定保育士と、経過措置中の国家戦略特別区域限定保育士を規定するための改正を行います。現行と改正後の比較表にありますように、これにより、地域限定保育士が一般制度化されることとなります。神奈川県は従前からこの国家戦略特別区域となっておりましたので、地域限定保育士資格を有することができる地域でありましたが、二宮町内の保育園においてこの資格による勤務者はないという状況でございします。

裏面をご覧ください。引用法令の改正についてです。虐待等の行為が定められている児童福祉法第33条の10において、新たに第2項以降が設けられたため、条例で同条引用している箇所を、第33条の10、第1項各号に改めるものです。引用条文が変わるのみですが、元法内での規定により、放課後児童健全育成事業や、家庭的保育事業を含め、保育所等の職員による虐待に関する通報義務というものが創設されたこととなります。以上2点が、両条例に共通する改正となりまして、続いて、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてのみ改正です。国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、利用乳幼児の健康診断について、1歳6か月健診や3歳児健診などの健康診査が健康診断に相当すると認められるものとして追加されることとなります。ということなんです。ただしこの家庭的保育事業等に位置付けられている二宮町内の事業所というのはございしません。説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

<質疑>

委員長

それでは、これより一括質疑を行います。

古谷

この60号の方なんですけども、これ2つ、診断がどうこう加えられました。ここの部分で第18条の1の方に規定の健康診断がしっかりとうたわれているわけですよ、新旧表には、改正表には省略されちゃってるんですけども、利用開始時前の健康診断とか少なくとも1年に2回、1、2回ですね定期健康診断とか臨時の健康診断を学校保健安全法に基づいて行わなければいけないという、きちっとした規定があるにもかかわらず、これを2つ加えた理由を教えてくださいみたいなというのが1つ。

それから、このついでにこの4は省略されてるんですけども、この4の、これって職員の健康診断も入ってるんですが、これ県職員の健康診断、食事に関する部分のところで綿密な注意を払ってというように条文に書いてあるんですが、これはあれですかね、学校給食の関係と同じ、月に1回なんか検便とかそういうのをやるというそういうような意味合いのものなのかどうか、4条のこの綿密な注意っていうのはどういうことなのか教えてくださいと思います。今の部分はもし議案外なら、省略の部分だから議案の外ならまた別のところで、今日じゃなくてもいいです。最後に、そもそも健康診断と健康診査の言葉の定義の違い教えてください。お願いします。

こども支援班長

こちらの方ですけども追加されたこの乳幼児に対する健康診査ですね、こちら実際追加された内容というのが、定期健診の小さいお子さんの何か月健診とか、何歳児健診とかあるかだと思いますけども、そちらの方の健康診査の方も今回の乳幼児、この家庭的保育事業で扱う利用されるお子さんの健康診断として活用することができるよっていう、こういったものになりますので、国の方がそういったものを網羅しているのであれば、その健康診査の内容が網羅してるのであれば、今回の健康診断の方に加えることができますよということになります。あと、この省略の部分ですけども職員の健康診断のことなんですけどもちょっとすいません。

委員長

はい。それは後ほどね。

こども・健康部長

健康診断と健康診査の違いっていうことなんですけども、健康診査の方は母子保健法に定められた乳幼児が行う、今うちでやってるのは4か月児健診とか、1歳6か月、3歳児健診とかそういったものを健康診査とここでは言っています。その他のものを健康診断というような形で定義しています。

古谷

そうすると健康診査の方にしっかりと定義されてるのであれば、健康診査等のような気がするんですけど、健康診断等になっている。もし答えがあれば。答えがなければ結構です。それから、第1項の方に、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断と書いてあるので、それをちゃんとやっていたらこの2つを省

略することができるっていう意味なんですか。そうであればそのように言ってもらえれば。

こども支援課長

いずれか、どれかが網羅できていれば問題ないですよという解釈ですね。

委員長

他にはいかがですか。特にないですか。はい。それでは、休憩にして、傍聴議員の発言を許可いたします。

休憩 14時07分

(傍聴議員の発言：3名)

再開 14時14分

委員長

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。これより一括討論に入ります。

<討論>

なし

<採決>

委員長

まず議案第60号を採決いたします。議案第60号を原案の通り可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

委員長

挙手全員であります。よって議案第60号は可決すべきものと決しました。

続いて、議案第61号を採決いたします。議案第61号を原案の通り可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

委員長

挙手全員であります。よって議案第61号は可決すべきものと決しました。

⑦二宮町在宅障害者福祉手当支給条例を廃止する条例（町長提出議案第63号）

委員長

次に町長提出議案第63号、二宮町在宅障害者福祉手当支給条例を廃止する条例を議題といたします。執行者側から補足説明がありましたらどうぞ。

<補足説明>

福祉保険課長

本日お配りしておりますA4縦の1枚の資料をご覧ください。社会情勢の変化に合わせた障害者施策の見直しについて(概要)でございます。障害者施策の経緯でございます。昭和のころ、国の

障害者施策は入所中心で、在宅サービスはほとんどなかった。二宮町障害者福祉手当は昭和 47 年から支給をしております。平成に入りまして入所から在宅生活が推奨されるようになり、措置から契約へ変化して参りました。在宅サービスが増えるにつれ障害当事者の選択肢も増えてきています。障害福祉費、決算額の増加ということで平成 15 年は約 3 億円でしたが、令和 6 年では、約 8 億 4000 万円ということになっております。

現状の課題でございます。障害者福祉手当は、増加する在宅サービスへの注力が必要な中で、予算、マンパワーの両面において、費用対効果が高いとは言えなくなっている。ちなみに、障害者福祉手当の対象者は、本人または配偶者の町民税非課税の方。手当額は、所持している各種手帳の等級に応じ、年額 7,000 円、5,000 円、3,500 円というようになっております。令和 7 年度の予算は全体で 307 万 6,000 円でございます。また、この業務につきましては、対象者の抽出、また通知のダブルチェックなど、手当金や通知の誤送付を防ぐため業務が必須になっておりまして、かなりの業務量の多い業務となっております。資料にお戻りください。

施設通所者交通費補助金は、交通費(半額)が工賃収入を上回る場合が多いため、半額でも負担があることにより、通所先の選択肢が狭まる。例えば、もうちょっと足を伸ばせば、自分によりあった施設に通うことができるけれども、交通費の負担があることにより、近場の方を選んで選ばざるをえないというような現状もございます。

続きまして在宅重度障害者タクシー利用助成事業は、1 回当たり 1 枚の使用では自己負担が多く発生し、1 年間で使い切れない場合もある。障害者の方ももちろんそうなんです、高齢介護課で実施をいたしました移送サービスのアンケートにおきましても、やはりタクシー券は複数枚使いたいというご意見が多くいただいております。

続きまして、転換及び見直し(案)でございます。高度経済成長期における旧制度時代に創設された給付施策を廃止し、社会の変化に伴う障害者のニーズに対応するということで、まず障害者福祉手当の廃止でございます。12 月議会に廃止条例を上程、令和 8 年度より廃止という案でございます。次に施設通所者交通費補助金を補助率 2 分の 1 から 10 分の 10 に拡充すると。令和 8 年度予算に計上議決を要綱改正、令和 8 年 4 月 1 日より施行という案でございます。3 つ目です。障害者タクシー利用券の 1 回当たりの使用限度を 1 枚から 2 枚に拡充する。同じく令和 8 年度予算に計上議決後、要綱改正令和 8 年 4 月 1 日より施行という案でございます。高齢者の移送サービスでもタクシー券のサービスをやっておりますが、こちらについても同様ということで考えております。説明は以上になります。

委員長

これより質疑を行います。

<質疑>

古谷

今概要を読んでいただいて、福祉費決算額の令和6年8億4,000万、福祉費の決算額の増加ということで、令和6年が8億4,000万となっておりますが、これは国の県との支出金があるんですけどそれを抜いた形ということでよろしい、要するに純粋に町の持ち出しということでいいのかどうかというのが1点。それから、福祉手当の廃止によって生まれる金額は、町の方で生まれてくるお金はおよそ200万ぐらいでいいのかどうかということ。200万ぐらい生まれてくるのかどうか。それからあと、通所介護と障がい者の移送サービスに要する金額は幾らぐらいになっていくのか教えてください。

障がい者支援担当

最初の8億の内訳についてなんですけれどもこれは、県、国の支出金含めての額が8億になっております。続きまして福祉手当の額ですが、大体決算額でいくと290万ちょっとですね令和6年度の決算でいくと、294万6,500円となっております。例年大体これぐらいの額できているかと思っております。その次ですねタクシー券の方を、2枚計上にした場合ですとその予算額は292万7,000円になります。施設通所交通費、これを10分の10の助成をした場合、全額助成した場合は、508万3,000円の予算で考えております。以上です。

古谷

ありがとうございます。一番初めのところ、そうすると8億4,000万から、国と県の支出を抜くと幾らになるんで、純粋に町だといくらになる。

障がい者支援担当

国の方が2分の1、県の方が4分の1出ますので、2億ぐらいですかね、2億ぐらいになるかと思っております。

一石

何年か前でしたかね、こういう障がい者の福祉に関する手当をやめるといふ審査のときに私の方から申し上げたのは、やっぱりその当事者の方とね、これについてどういうコミュニケーションをしているかっていうことを聞きましたら、それはしてないってということで私は反対させていただいたんですが、今回はどうでしょうか、これについて当事者の方々とどういうコミュニケーションがあったのでしょうか。

障がい者支援担当

当事者団体の方とお話をさせていただきました。どの団体もですね、手当の廃止について、反対というような意見は特になかったという形になってます。一番私の中で印象に残っているのが、やっぱりどの団体もですね、昔は通所するのにもお金がかかった時代だったというようにおっしゃる方が多かったです。今でも、基本1割負担という考え方のもとで、非課税の方については自己負担なし

で通所入所できますよという形の制度にはなってるんですが、実態としては非課税の方が多いので、自己負担は0で通所することができております。その中で、やっぱりもう時代が大分変わってきたということで、障害福祉の将来を考えるとより効果的なところに公費を使ってもらいたいと、将来の子どもたちのために使って欲しいというような意見をいただいているのが、一番私の中で印象的なところで残っております。

一石

例えば町単独でやっている高齢者の何とか祝い金とかね、何なんて言ったらいいんでしょうね。これやっぱり福祉の心を伝えるような制度っていうのはあるわけですね。やっぱり障がい者に対してはやっぱりそういう、本当に長生きされる方も少ないと思いますし、いかにその地域で住み続けられるような制度ができてきたとしても、ハンディキャップはものすごいものがあるんですね。ですからそういうことを考えても、やっぱり費用対効果というだけで割り切れるものかどうか。前回これについてお話いただいたときに、この制度を持続している自治体もある程度あるということだったんですが、二宮はそういうことをするような、体力がないっていうようなお考えでしょうか。

福祉保険課長

確かにこのような形の見直しを考えたについては先ほど班長も申し上げた通り、今後も継続をしていく、将来の方のために使えるような継続したものとしていきたいというものが大筋になります。あと後段の部分ですね、やはり二宮町はその体力がないかということなんですけども、やはりそういった継続している自治体は大きな市とか、そういったところが主になっていきますので体力がない、お金がないというところは否定できない部分かなというように思っております。以上です。

羽根

まずこれ通所、選択肢が増えるっていうことなんですけど、全く通えない方外に出れない方っていうのも、対象に入っているのかなあとは思うんですよねこの手当をいただいている。そういう方々はタクシー券とかそういうものではマイナスになってしまうのかどうか、その辺のちょっと確認と、対象がそれであってるのかどうかということですね。それから今決算額等をお聞きしたんですけれども、この前サービス、支援にお金がかかって290万ぐらいということで、今度このタクシーとか交通費の補助になると508万と292万なんですかね。ってことは増えるってことなのかどうかっていうことですね、ちょっとその辺の計算がわからないので、それでこの額から言うと福祉費の決算額の増加っていうことの中としてはすごく、わずかって言い方はあれかもしれないけどそれほど大きな額ではないと思うんですけども。それでもちょっとこの意図がね、どこに本当にあるのかってのはわかんないすよね。その今体力が、市ほど町はないからっていうことであるところとちょっとつじつまが合わないような気がして。あともう1つやっぱり市だったらもらえるもの

を町だとももらえないのか。そこはサポートしてもらえないのかって
いう考え方もあると思いますし、その辺、ちょっといくつか質問しま
したけれど、お考え方とか計算のこととか、対象のこととか、その辺
を教えてください。お願いします。

障がい者支援担当

この福祉手当を廃止することで、手当がなくなり、実はタクシー
券ももらえなくて施設にも行ってないという方は、確かに存在はし
てしまうかもしれないとは思っております。ただタクシー券につい
ては、比較的、精神 2 級だとか、対象としての枠が重度に限ってはい
ないので、比較的幅広かと思いますが、そもそも、外に出ること
ができないような、引きこもりチックな場合ですと、ただ取り上げら
れてしまったような印象になってしまう方が出てくることはちょっと
やむを得ない部分かなというようには思っております。

続きまして、金額が増えるのかというところなんですけど、タクシ
ー券を 1 枚から 2 枚に増やすことで、予算上の影響額ですが、77
万 9500 円、約 80 万ぐらい、78 万ですね。施設通所交通費に
ついては、影響額は 260 万なので、福祉手当分以上のものを、こ
ういった形で変更することができればと思っております。あと市町
で差があるのかというところなんですけど確かにですね、市の方で
すと残してるところが多いのが実態にはあります。ただ、政令指定
都市を見ても、相模原や川崎は、年間 6 万円出してます。ただ、
横浜市は、平成 22 年にこういった制度廃止をしていますので、
ちょっとその市町村によって考え方は様々な部分があるのかなと
思います。以上です。

羽根

そうすると、やっぱりこの意図はね、なぜこれをやるのかっていう
やっぱ町民に説明しなきゃいけないと思うんですけども、例えばよ
り自宅にこもりきりな方をできるだけ外での活動ができるようにと
いうことのために、これを廃止してそういうように予算を切り替え
るっていう考え方なのか、先ほどの計算聞いていると、結局マイナ
スにはならないわけですよ。予算上は、結局プラス出すことにな
りますから。だから、町の予算が厳しいからっていう話ではなくな
るんだと思うんですよ。そこをはっきりやっぱりそういう方向に
福祉として持っていきたいからっていうことを言っていたら、
そう考えて扱うんだしたら、そう言っていたらほうがいいかな
と思うんですけど、その辺を教えてください。それから、手当を結
局もらえなくなってしまう人がいるということです。大体何割ぐら
いなのか。そこを教えてください。お願いします。

障がい者支援担当

意図の部分になりますが、どちらかというところですね、その福祉手
当は一過性のもので、幅広くいろんな方に配ってはいるんです
けど、やはりその施設に通所されている方やタクシーが必要、タクシ
ーがなければ生活が立ち行かないという方に対して、継続性のある
支援をしていきたいというのが一番の目的になってきます。もう

1点、割合の部分なんですけど、今福祉手当を支給している方が、およそ500名の方に、在宅というように限りますので、千人以上手帳持ってる方がいらっしゃるんですけど、支給してるのは500人ぐらいになります。その中で、タクシー券交付してるのが150人。年度によって異なりますが170人とか。施設通所交通費を使ってる方が、確か60人、ちょっとお待ちください。はい。60人ぐらいなのでちょっと半数には届きませんが、そういった形になっております。以上です。

羽根

そうすると手当は全くもらえなくなってしまう人は半数はいるということと確認でよろしいでしょうか。お願いします。

福祉保険課長

今のざっくりとした、それぞれの対象者の中からの今の数字になります。なので必ずしもその数字かどうかはちょっと調べてみないとわからない部分なんですけども、そう大きな差はないのかなというように考えております。以上です。

委員長

他の委員の方ないですか。私も質疑を行いたいと思いますので議事進行を副委員長にお願いします。

今、羽根委員からの質問もございましたけれど、障害を持っている方、この町の考えがね、今回のシステムをこの状況を見ると、障がい者支援担当は、継続性のある、要するに福祉手当は一過性だけど、通所の方とかタクシーを利用する方は、それがなければ暮らしていけないので、継続的に使えるようなシステムにしていきたいというお話でした。ですけれども、私もその比率が、もうちょっと違う比率なのかなと思っていましたけれども、例えば、400人ぐらいは恩恵を受けて100人ぐらいはちょっと漏れちゃうのかなみたいな、比率からいくとそういう感じかなと思ったら、逆にだから合わせて200だか300人欠けるぐらいが年間3,500円でももらえなくなるという形になりますよね。この手当だけを見ていると、状況にもよる、家庭の事情もあるでしょうし、資産のある障害のある方もいらっしゃるでしょうし、いろいろだと思うんですけど、やっぱり手当を1年間7,000円とか5,000円とかいただけることを楽しみにしてらっしゃる方もいるのかなと思ったときに、そういう方たちには、でもこれがあるでしょみたいなお話っていうのが、何かそのフォローっていうかね、そういうのがどういうようになってるのかっていうのをもう一度ちょっと確認したいと思います。

福祉保険課長

先ほどと同じ部分もあろうかと思いますが、やはりタクシー券を使っただけでできるだけ外に出ていただくという形に、いわゆるその活動に生かしていただきたいというところになります。先ほどの補足にもなってしまいますが、タクシー券ですと1枚500円、年間最大で48枚なんです。全部計算しますと2万4,000円になります。福祉手当では最高で7,000円という形なんですけど

も、これも人によってというところになってしまいますが、使いきれなかった方とか、1枚ではなかなか使いにくいと思って控えていらっしやった方とかは、使っていただいた結果、こちらの方が金額が大きくなるという方も中にはいらっしやるのかなと考えています。以上です。

委員長 わかりました。そのように答えた方がいいと思います。確かに。

副委員長 議事進行について委員長にお戻しします。

委員長 それでは、他には質問がないようですので、休憩にして、傍聴議員の発言を許可いたします。

休憩 14 時 45 分
(傍聴議員の発言：2 名)
再開 14 時 48 分

委員長 それでは休憩を解いて引き続き会議を開きます。静粛をお願いいたします。これより討論に入ります。

< 討論 >

羽根 私は当議案には反対の立場で討論をさせていただきます。当初ですね賛成したいなどは思っていたのですが、やはり半数の方がこの対象にならなくなってしまうということが非常にもう引っかかってしまいまして、少し段階的にやっていただくのはできないのかなと思ったんですね。例えば、通所交通費補助金の補助率いきなり 10 分の 10 ではなくとかですね。2 分の 1 から。それから、1 枚を 2 枚にタクシー券、これももうちょっと順次というかですね、それで少し支援もただけなくなる方と並行して、こちらの通所の方も少し改善していく、そのような見直しをぜひしていただきたいなと思って、方向性としては反対ではないのですが、やはり半数の方のことを考えるとどうしてもちょっと賛成ができず、申し訳ないですけれども反対とさせていただきます。以上です。

委員長 これをもって討論を終結いたします。それでは、議案第 63 号を採決いたします。

< 採決 >

委員長 議案第 63 号を原案の通り可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。
(可否同数)

委員長 採決の結果、可否同数であります。よって二宮町議会委員会条例第 15 条の規定により、委員長において本案に対する可否を採

決いたします。本案について委員長は可決すべきものと採決いたします。よって議案第 63 号は可決すべきものと決しました。以上でございます。

⑧閉会中の特定事件の調査について

委員長

次に閉会中の特定事件の調査の件を議題といたします。私ども教育福祉常任委員会では、10月20日と21日に、20日には小規模多機能施設いつでもどうぞ、21日には看護小規模多機能型居宅介護湘南ユイットに視察させていただきました。その後、11月20日の午後にですね、調査研究会を開催いたしまして、12月15日には1つは教育部長、もう1件は、高齢介護課に出席いただいて質疑する場を設けるということでここまで来ております。そういったことを、ただいま申し上げました通りの内容で、もうちょっときちんとした日本語でですね、議長へ継続調査と中間報告を行う旨の申し出をいたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ご異議なしと認めそのようにさせていただきますのでよろしくお願いたします。それではこれもちまして本日の委員会は終了いたしました。ご苦労様でございました。ありがとうございます。

閉会14時51分